

松本市公告第208号

「松本市美術館デザイン業務」を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和5年7月5日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

松本市美術館デザイン業務委託

(2) 業務内容

別紙「松本市美術館デザイン業務委託仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市への入札参加登録済であること。
- (7) 長野県内に本社があり、松本市内に本店または支店を持つこと。
- (8) 自社にデザイナーが在籍し、当該デザイナー1名が本デザインを担当すること。

4 プロポーザル実施内容

別紙「松本市美術館デザイン業務委託に関するプロポーザル実施要項」のとおり
その他必要な書式や提案に必要なデータは選考会実施説明会にて配布。

5 選考会実施説明会

- (1) 日時 令和5年7月19日(水) 14:00～(1時間程度)
- (2) 会場 松本市美術館 講座室
- (3) 参加条件
ア デザイナーは自社社員であること。(下請けは不可)

イ 年間契約した場合のデザインは、印刷物に限らず会場設営、看板等サイン関係と広範に及ぶため、これらのデザイン業務に対応可能であること。

ウ 年間契約した場合に担当者との密な打合せのため、都度、来館できること。打合せ等に関わるデザイナーの旅費交通費は受託者負担とすること。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年7月18日（火）正午まで（必着）

(2) 提出方法

FAXにて提出の上、選考会実施説明会へ原本持参のこと。

（宛先）松本市美術館 担当：大島 FAX 0263-39-3400

7 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和5年7月12日（水）正午まで

(2) 提出方法

FAXにて提出すること。

（宛先）松本市美術館 担当：大島 FAX 0263-39-3400

(3) 質問への回答

令和5年7月14日（金）

8 提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年8月17日（木）正午（必着）

(2) 提出場所 松本市美術館 事務室

(3) 提出方法 持参に限る（平日9：00～17：00）

(4) 提出書類の書式等

様式4～6と提案に必要なデータは選考会実施説明会にて配布。

9 選考審査及び参加者の失格、その他留意事項等

別紙「松本市美術館デザイン業務委託に関するプロポーザル実施要項」のとおり

10 問合せ先

松本市美術館 担当：大島

TEL.0263-39-7400 FAX.0263-39-3400

[E-mail] museum@city.matsumoto.lg.jp